



島根県報

平成19年11月30日(金)
号外第132号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1

教委規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 11

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第101号)

1 規則の概要

- (1) 給料表を改正することとした。(別表第1関係)
- (2) 給料の調整額の調整基本額表を改正することとした。(別表第4関係)

2 施行期日等

平成19年12月1日から施行し、同年4月1日から適用することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第101号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級
		給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円
	1	133,100	158,600
	2	134,100	160,400
	3	135,100	162,200
	4	136,100	164,000
	5	137,200	165,800
	6	138,400	167,500
	7	139,600	169,200
	8	140,800	170,900
	9	141,900	172,500
	10	143,100	173,900
	11	144,300	175,300
	12	145,500	176,700
	13	146,700	178,200
	14	148,200	179,600
	15	149,700	181,000
	16	151,200	182,400
	17	152,600	183,700
	18	154,100	184,900
	19	155,600	186,100
	20	157,100	187,300
	21	158,600	188,400
	22	160,400	189,800
	23	162,200	191,200
	24	164,000	192,500
	25	165,800	193,800
	26	167,500	195,200
	27	169,200	196,600
	28	170,900	197,900
	29	172,500	199,200
	30	173,900	200,300

31	175,300	201,400
32	176,700	202,500
33	178,200	203,600
34	179,600	204,900
35	181,000	206,200
36	182,400	207,500
37	183,700	208,800
38	184,900	210,200
39	186,100	211,600
40	187,300	212,900
41	188,400	213,800
42	189,800	215,400
43	191,200	217,000
44	192,500	218,600
45	193,800	220,200
46	195,200	221,700
47	196,600	223,200
48	197,900	224,700
49	199,200	226,200
50	200,300	227,900
51	201,400	229,600
52	202,500	231,300
53	203,600	233,000
54	204,900	235,000
55	206,200	237,000
56	207,500	238,900
57	208,800	240,800
58	210,200	243,000
59	211,600	245,200
60	212,900	247,400
61	213,800	249,600
62	215,400	251,700
63	217,000	253,800
64	218,600	255,900

	65	220,200	258,000
	66	221,700	259,300
	67	223,200	260,500
	68	224,700	261,700
	69	226,200	262,900
	70	227,900	264,900
	71	229,600	266,800
	72	231,300	268,700
	73	233,000	270,600
	74	235,000	272,100
	75	237,000	273,600
	76	238,900	275,100
	77	240,800	276,500
	78	243,000	277,500
	79	245,200	278,500
	80	247,400	279,500
	81	249,600	280,500
	82	251,700	282,400
	83	253,800	284,300
再任用職員	84	255,900	286,200
以外の職員	85	258,000	288,000
	86	259,300	290,200
	87	260,500	292,300
	88	261,700	294,400
	89	262,900	296,500
	90	264,600	299,100
	91	266,300	301,700
	92	268,000	304,200
	93	269,600	306,700
	94	270,800	308,400
	95	272,000	310,100
	96	273,200	311,800
	97	274,500	313,400

98	275,300	315,100
99	276,100	316,800
100	276,800	318,500
101	277,500	320,000
102	278,500	321,500
103	279,500	323,000
104	280,400	324,500
105	281,300	326,100
106	282,400	327,600
107	283,500	329,100
108	284,600	330,600
109	285,500	332,200
110	286,600	334,500
111	287,700	336,800
112	288,800	339,100
113	289,700	341,300
114	290,700	343,300
115	291,700	345,300
116	292,700	347,300
117	293,600	349,200
118	294,600	351,100
119	295,600	353,000
120	296,600	354,900
121	297,400	356,800
122	298,300	358,400
123	299,200	360,000
124	300,100	361,600
125		363,300
126		364,500
127		365,700
128		366,900
129		367,900
130		369,000
131		370,100

132	371,200
133	372,100
134	372,800
135	373,500
136	374,200
137	374,800
138	375,200
139	375,600
140	376,000
141	376,400
142	376,800
143	377,200
144	377,600
145	378,000
146	378,400
147	378,800
148	379,200
149	379,600
150	380,000
151	380,400
152	380,800
153	381,200
154	381,800
155	382,400
156	383,000
157	383,700
158	384,300
159	384,900
160	385,500
161	386,200
162	386,800
163	387,400
164	388,000

	165		388,700
	166		389,300
	167		389,900
	168		390,500
	169		391,200
再任用職員		204,200	226,400

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 3 条の 3 関係)

給料の調整額の調整基本額表

職務の級	号 給	調整基本額
1 級	1 号給	5,989円
	2 号給	6,034円
	3 号給	6,079円
	4 号給	6,124円
	5 号給	6,174円
	6 号給	6,228円
	7 号給	6,282円
	8 号給	6,336円
	9 号給	6,385円
	10号給	6,439円
	11号給	6,493円
	12号給	6,547円
	13号給	6,601円
	14号給	6,669円
	15号給	6,736円
		16号給から124号給まで
2 級	1 号給	7,137円
	2 号給	7,218円
	3 号給	7,299円
	4 号給	7,380円
	5 号給	7,461円
	6 号給	7,537円
	7 号給	7,614円
	8 号給	7,690円
	9 号給	7,762円
	10号給	7,825円
	11号給	7,888円
	12号給	7,951円
	13号給	8,019円
	14号給	8,082円
	15号給	8,145円
	16号給	8,208円
	17号給	8,266円
	18号給	8,320円
19号給	8,374円	
20号給	8,428円	
21号給	8,478円	
22号給	8,541円	
23号給	8,604円	

24号給	8,662円
25号給	8,721円
26号給	8,784円
27号給	8,847円
28号給	8,905円
29号給	8,964円
30号給	9,013円
31号給	9,063円
32号給	9,112円
33号給	9,162円
34号給	9,220円
35号給	9,279円
36号給	9,337円
37号給	9,396円
38号給	9,459円
39号給	9,522円
40号給	9,580円
41号給から169号給まで	9,600円

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

 教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第27号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

給料の調整額の調整基本額表（技能労務職給料表）

職務の級	号給	調整基本額
1 級	1 号給	5,989円
	2 号給	6,034円
	3 号給	6,079円
	4 号給	6,124円
	5 号給	6,174円
	6 号給	6,228円
	7 号給	6,282円
	8 号給	6,336円
	9 号給	6,385円
	10号給	6,439円
	11号給	6,493円
	12号給	6,547円
	13号給	6,601円
	14号給	6,669円
	15号給	6,736円
		16号給から124号給まで
	1 号給	7,131円
	2 号給	7,218円
	3 号給	7,299円
	4 号給	7,380円
	5 号給	7,461円

2 級	6号給	7,537円
	7号給	7,614円
	8号給	7,690円
	9号給	7,762円
	10号給	7,825円
	11号給	7,888円
	12号給	7,951円
	13号給	8,019円
	14号給	8,082円
	15号給	8,145円
	16号給	8,208円
	17号給	8,266円
	18号給	8,320円
	19号給	8,374円
	20号給	8,428円
	21号給	8,478円
	22号給	8,541円
	23号給	8,604円
	24号給	8,662円
	25号給	8,721円
	26号給	8,784円
	27号給	8,847円
	28号給	8,905円
	29号給	8,964円
	30号給	9,013円
	31号給	9,063円
	32号給	9,112円
	33号給	9,162円
	34号給	9,220円
	35号給	9,279円
	36号給	9,337円
	37号給	9,396円
	38号給	9,459円
	39号給	9,522円
	40号給	9,580円
41号給から169号給まで	9,600円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行し、この規則による改正後の労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の労務職員の給与に関する規則の規定に基づ

いて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

